

大和市告示第39号

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年7月9日

大和市長 大 木 哲

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童」の次に「（20歳に満たない者をいう。）」を加え、同条第1号中「児童扶養手当」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当」に改め、「又は」の次に「受けている者と」を加え、同条第4号中「過去に訓練促進給付金」の次に「若しくは修了支援給付金」を加える。

第4条第1項中「36月」を「48月」に改め、同条第3項中「以降」を「から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで」に改める。

第5条第1号中「当該対象者」を「当該者」に、「の訓練促進給付金」を「が訓練促進給付金」に、「特別区を含む。以下同じ」を「特別区を含む」に、「除く。以下同じ」を「除く」に改め、「100,000円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間のうち最後の12月については、月額140,000円）」を加え、同条第2号中「70,500円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間のうち最後の12月については、月額110,500円）」を加える。

第6条第3項中「決定し」の次に「、遅滞なく」を加える。

第8条第1項中「当該受給者」を「当該者」に改める。

第14条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出しを「（様式）」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第13条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、第6条の規定による申請をした対象者（以下「申請者」という。）が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第6条第3項の規定

による支給の決定を行わない。

別表中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。